

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成20年
6月2日
(月曜日)

目 次

告示
森林法の規定に基づく許可をすべき皆伐面積の限度（森林整備課）……………



山口県告示第二百七十八号

平成二十年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成二十年六月二日

山口県知事 二井 関 成

一 水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林

同一の単位とされる集団の区域	行政単位区域	許可をすべき皆伐面積の限度（ヘクタール）	土砂流出防備保安林（ヘクタール）
阿北地区	萩市（平成十七年三月五日における阿武郡田万川町、須佐町及び福栄村の区域に限る。） 阿武郡阿武町	三四・〇六	一七三・七〇
橋本川	萩市（平成十七年三月五日における萩市並びに阿武郡川上村、むつみ村及び旭村の区域に限る。） 阿武郡阿東町	八八五・九一	二〇五・七七
大津地区	長門市	三〇九・九七	一四二・一七

二 魚つき保安林

豊浦地区	下関市	三五二・六九	一六二・〇八
厚東川・厚狭川	宇部市 美祿市 山陽小野田市	六三九・二三	二〇七・四九
榎野川	山口市（平成十七年九月三十日における山口市並びに吉敷郡秋徳町、小郡町及び阿知須町の区域に限る。）	二七二・五六	三三六・四六
佐波川	山口市（平成十七年九月三十日における佐波郡徳地町の区域に限る。） 防府市	七四八・五五	三二一・三七
徳山地区	下松市 周南市（平成十五年四月二十日における徳山市、新南陽市及び都濃郡鹿野町の区域に限る。）	四〇一・七一	一四八・八一
田布施川・島田川	光市 周南市（平成十五年四月二十日における熊毛郡熊毛町の区域に限る。） 熊毛郡上関町 田布施町及び平生町	六二・〇四	
由宇川・柳井川	岩国市（平成十八年三月十九日における玖珂郡由宇市、玖珂町及び周東町の区域に限る。） 柳井市	一四・六五	一五五・六九
錦川下流	岩国市（平成十八年三月十九日における玖珂郡並比の玖珂郡本郷村、錦町、美川町及び美和町の区域に限る。） 大島郡周防大島町	四八八・七七	一一三・〇一
大島地区	大島郡周防大島町		六・九八

三 保健保安林

同一の単位とされる集団の区域	同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度（ヘクタール）	同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度（ヘクタール）
阿武町	宇部市	四・三〇	〇・一二	九・〇四
萩市	防府市	二七・三九	三・九〇	〇・七二
長門市	下松市	一八・二八	三・二八	二・〇八
下関市	周南市	一一・六六	〇・五〇	二・〇六
山口県		一三四・七四		

平成二十年六月二日
発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）